

令和元年9月7日(土)
午後2時30分～午後4時
市役所本庁舎 101会議室

立川市新清掃工場整備運営事業に関する事業概要説明会 議事概要

参加者

【市側】

(ごみ減量化担当部)

ごみ減量化担当部長、新清掃工場準備室長、清掃事務所長、ごみ対策課長、

新清掃工場準備室調整係長、建築係長、設備係長、建築係員1名、設備係員1名、

ごみ対策課職員1名

合計10名

【住民側】 5名

合計5名

開会

司会

お時間となりましたので始めさせていただきます。初めに、本日の説明会におきましては、記録や後々の情報発信のために、職員が皆様のお顔が写らないように後方から写真撮影をしますことと、議事録の作成の関係で説明会の様子を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、お暑い中、立川市の説明会にご参加いただきましてありがとうございます。新清掃工場運営事業に関する事業概要説明会を開催させていただきます。

初めに、ごみ減量担当部長の野澤よりご挨拶を差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

部長挨拶

ごみ減量化担当部長

皆さん、こんにちは。立川市のごみ減量担当部長をしております野澤と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、新清掃工場整備運営事業に関する事業概要説明会にご参加いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから本市のごみ行政、ごみ減量・リサイクルのご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

新清掃工場の説明会でございます。本日までに数回開催をしておりますけれども、今回の説明会では、先般、6月26日になります、資料のほうにも書いてありますけれども、立川市議会の本会議で事業者との契約の議案が可決いたしました。翌日の6月27日に契

約の締結ということに至っております。本日は、事業者から提出された事業概要、現在は来年度予定しております本体工事の詳細設計を進めておりますので、今回は概要というところでの説明になりますけれども、そのあたりを中心にご説明をさせていただくものでございます。

特に新清掃工場の整備に当たりましては、工事などで行う、よく仕様書発注という形、いわゆる設計図をご提示して発注するのではなくて、性能発注という方式をとってききましたので、今まで施設の具体的なイメージというものをなかなかお示しすることはできませんでしたが、このたび外観パースもご用意させていただきまして、その施設内をお示しする環境が整ったということでございます。

本日、お手元にご用意しております説明会資料、こちらにも記載させていただいております、大きく三つの内容をご説明させていただきます。まず1点目は、事業者の選定までの経過ということで今年の6月までの経過をご説明させていただきます。2点目が、樹木伐採及び不発弾調査、これは本年2月に説明会を開催させていただいておりますけれども、その業務のご報告をさせていただきます。3点目が整備運営事業ということで、施設整備の概要、また運営業務の概要をご説明させていただきます。

なお、資料の3-6で準備工事の概要と書かせていただいております。これは、来年7月に着工を予定しております本体工事までの間に、現地のほうで汚染土壌の撤去など具体的に現場が動き出しますので、その作業内容についてご説明をさせていただくものでございます。

以上、事業概要をご説明させていただいた後に、次第にありますように質疑応答の時間をとらせていただいておりますので、何かご不明な点がございましたらご質問いただければと思っております。

では、本日、限られた時間にはなりますけれども、何とぞよろしく申し上げます。

出席者紹介

司会

ありがとうございました。続きまして、本日の説明会に出席させていただいております、立川市側の職員をご紹介します。

改めまして、ごみ減量化担当部長の野澤です。本日はよろしくお願いいたします。

新清掃工場準備室長の卯月でございます。よろしくお願いいたします。

清掃事務所長鎌田と申します。よろしくお願いいたします。

ごみ対策課長の鈴木です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

建築係長の二橋と申します。よろしくお願いいたします。

設備係長村野です。よろしくお願いいたします。

続いて、新清掃工場整備運営事業の受注者になります、荏原環境プラント株式会社です。

荏原環境プラント、佐瀬と申します。よろしくお願いいたします。

荏原環境プラント、内田と申します。よろしくお願いいたします。

荏原環境プラント、江口と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、吉川建設株式会社です。

吉川建設の谷口と申します。よろしくお願いいたします。

吉川建設の平澤です。

吉川建設の大橋と申します。よろしくお願いいたします。

最後に、私は、今回の司会を務めさせていただきます、調整係長の藤野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

説明

司会

本日の説明会につきましては、市の広報などでもお知らせしておりますが、新清掃工場整備運営事業の契約締結に伴い、事業の経過や施設整備、運營業務の概要などについて住民の方へご説明することを目的としております。説明の後に質疑応答の時間を設けておりますので、ご質問等につきましてはその時間をお願いいたします。

また、会場の関係もございまして、会全体としてはおおむね1時間半、午後4時をめぐりに終了いたしますので、皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、続いて室長の卯月より、パワーポイントを使って事業の概要をご説明いたします。画像を見やすくするために前方の照明を落とさせていただきます。それでは、室長、よろしくお願いいたします。

室長

準備室の卯月からご説明させていただきます。説明は少し時間がかかりますので、着席して説明させていただきます。本日の事業概要説明会は、平成25年2月に新清掃工場建設候補地を公表した以降の取り組み、また今後の予定について、市民の皆様にご説明するために開催することにしたものでございます。

昨年の10月に新清掃工場整備運営事業について入札を告示し、平成31年4月に代表企業、荏原環境プラント株式会社とした応募グループを落札者として公表しております。また、令和元年6月に事業に係る契約を締結いたしました。立川市は、本日の説明会の内容によりまして施設整備を行います。また、この施設におきましてごみの焼却という業務の運営を行っていくこととしております。限られた時間となりますが、新清掃工場整備運営事業の事業概要についてご説明しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今、画面に表示されているものをご覧ください。資料では右下に小さな番号がついています。このページ番号でご説明していきますが、2と書いたところをご覧ください。本日は、1として事業者選定までの経過、2として樹木伐採及び不発弾調査について、3番目に整備運営事業について、これらを順を追ってご説明させていただきます。

それでは、画面とあわせまして4ページ目をごらんください。画面、点線で示している位置が本日の説明会、2019年の説明会の位置になります。左側がこれまでの事業の取り組みの経過となります。スケジュール表の1段目、新立川市清掃工場（仮称）の基本的な考え方を初めに公表しております。この基本的な考え方を踏まえ、2段目の新清掃工場整備基本計画を策定しております。3段目にある都市計画決定は、ごみ焼却場を都市計画施設として位置づけるために都市計画決定を行ったところを示しています。4段目の生活環境影響調査は、周辺環境へ新しい工場がどのような影響を及ぼすのかを予測評価するものとなります。

これらの事務に当たりましては、節目において説明会を開催してまいりました。5段目は、新清掃工場整備運営事業の事業者選定に関する事務となります。昨年10月に事業について入札告示し、入札結果を踏まえて本年6月に事業者と事業に関する契約を締結しております。6段目、樹木伐採、7段目に不発弾調査の実施時期を記載しております。2項目につきましては、後ほどご説明させていただきます。8段目と9段目は、本日の説明会以降の事業となります。今後実施する新清掃工場施設整備工事と、施設整備完了後に開始する新清掃工場運営業務となります。

そうしましたら、画面と資料の5ページをご覧ください。事業者選定までの取り組みをご説明いたします。事業スケジュールでもご説明いたしましたが、各事業を実施した時期を簡単にご説明させていただきます。

平成27年の12月に新立川市清掃工場（仮称）の考え方を公表しております。平成28年1月、2月に計2回の説明会を開催しているところでございます。この基本的な考え方を踏まえまして、学識経験者、専門家、関係団体、公募市民をもって組織しました新清掃工場整備基本計画検討委員会を設置しております。この委員会において、新清掃工場の基本仕様、事業方針、発注方式などを検討し、平成29年3月に立川市新清掃工場整備基本計画を公表しております。整備基本計画については、平成29年5月から6月にかけて計3回の説明会を開催しております。平成30年の4月には、平成28年から調査を実施しておりました生活環境影響調査について調査書を公表いたしました。新清掃工場による影響の予測結果は、環境基準などの目標値を下回る結果となっております。この調査結果につきましては、平成30年4月に3回の説明会を開催しております。この説明会では、平成30年9月に都市計画決定したごみ焼却場や、立川基地跡地昭島地区地区計画用途地域などの変更についての説明会も同時開催しております。次に、平成31年3月から令和元年4月に、事業を円滑に進めるために必要となる樹木伐採や不発弾調査を行っております。樹木伐採、不発弾調査を実施するに当たりまして、平成31年2月にこれらに関する業務の説明会を開催しております。新清掃工場整備運営事業につきましては、平成30年10月に入札告示し、平成31年4月に新清掃工場整備運営事業に関する落札者を公表し、令和元年6月に新清掃工場整備運営事業に関する契約を締結しております。

画面とあわせまして、7ページをご覧ください。ことしの2月に説明会を開催し、事業

を行いました樹木伐採と不発弾調査についてご報告いたします。初めに、樹木伐採についてです。樹木伐採は、平成31年3月中旬から4月末に実施しております。2月の説明会では、樹木を残す条件といたしまして、汚染土壌除去に支障がない樹木、不発弾調査に支障がない樹木、外来種に該当しない樹木、樹形のよい樹木、樹勢がよく管理に支障のない樹木、これらの条件を満たした樹木を残すこととしておりました。そのほかに、事業を進めていく中で、既存構造物により伐採することが困難な樹木についても今回残しております。結果といたしまして、35本の樹木が敷地内に現在残っております。このうちの8本、画面で赤く表示されているところにつきましては、工事を行う上で支障となりますので、敷地内で工事の支障にならない部分に仮に移植する予定としております。画面とあわせて今度は8ページをご覧ください。現地に残した樹木の写真となります。樹形・樹勢がよく管理に支障がない等の樹木を残すこととしておりましたが、実際、樹形については余りよい形とは言えないものがほとんどという結果でございました。今後、敷地の北側の整備までの間に、状況を見ながら活用方法を検討することとしております。

画面とあわせて9ページをご覧ください。不発弾調査についてのご報告でございます。

建設用地は立川基地跡地でございます。第二次大戦中に空襲を受けた経緯があります。新清掃工場の整備に当たり工事の安全を図ることを目的に、地中に残存している可能性のある不発弾等の調査を実施しております。探査は250キロ爆弾の可能性のある磁気量7マイクロウェバー以上の磁気量を対象とし、その位置を発見することを目的としています。結果としまして、磁気異常点が103点、面的な広がりを持つ異常密集の磁気異常が3区画あることが判明しています。磁気異常点が不発弾というわけではなく、250キロ爆弾の可能性のある磁気量が検出されたということになります。今後は、異常物の確認を行いながら、準備工事や施設設備工事を進めることとなります。10ページを画面とあわせてご覧ください。画面の左の図は磁気異常点、異常密集の磁気異常点の分布状況を示しています。画面で磁気異常点はわかりづらいと思いますが、異常密集の磁気異常の三角は青い線で囲われている範囲となります。右の図は昭和49年の航空写真となります。点線は建設用地を重ねたものとなります。建物やコンクリートで覆われている部分と、異常密集の磁気異常の分布がおおむね重なっており、調査結果に影響を及ぼしていることが想定されます。磁気異常点、磁気異常密集の区域については、掘削作業の中でしっかりと確認をして対応をしていきたいと考えています。

次に、12ページをご覧ください。新清掃工場建設用地の概要となります。図面は、建設用地の位置図となります。建設用地は、立川基地跡地の西北側に位置しております。平成23年3月に都市計画決定した立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業の事業区域内でございます。地番ですと、立川市泉町と昭島市もくせいの杜となります。面積は約2.4ヘクタールとなります。

次に、今回の事業の基本的な考え方となります。新清掃工場整備基本計画の概要についてとなります。資料は13ページとなります。新清掃工場整備基本計画では、新清掃工場は

環境負荷のさらなる低減を図る施設、安心・安全で安定した施設、エネルギーの有効活用を推進する施設、大規模災害時に機能が損なわれない施設、市民から親しまれる施設を目指し施設整備をすることとしております。この計画の具現化のために、整備運営事業の発注条件として、市が求める清掃工場の性能などを定める基準仕様書に要求水準としてこれらの内容を反映しています。画面とあわせて、資料は14ページをごらんください。環境負荷のさらなる低減を図る施設にするための条件として、排出ガスに厳しい自主基準を定めております。この基準は、近隣他団体と比較して同水準か、さらに厳しい自主基準を定めております。特に、施設規模から見た場合、ばいじん量やダイオキシン類については他の施設と比較しても厳しい基準となっております。次に、資料の15ページをあわせてご覧ください。安全・安心で安定した施設とするため、緊急時対応マニュアルを初めとしたマニュアル類や各種計画を策定して、万一の事態に備えた運営を行うこととしております。

次に、エネルギーの有効活用を推進する施設として、ごみ焼却場は発生するごみを焼却しますが、焼却ガスの冷却に新しい施設は廃熱ボイラー方式を採用しております。焼却時の熱で蒸気をつくり、蒸気タービンにより発電を行い、エネルギーを生み出します。廃熱ボイラーは、画面左下にあります高温高压ボイラと記載されているところになります。一番下の図については、ごみの焼却の中での廃熱利用のプロセス、排ガス処理の流れになります。蒸気を発生させまして、一番右にあります高効率タービンというところでタービンを回して発電をする形になります。画面とあわせて16ページをご覧ください。大規模災害時に機能が損なわれない施設とするために、震災対策として耐震性を確保し、浸水対策として、主要な部分を浸水想定高さ以上に整備することとしています。また、地震発生時に加速度250ガルを計測した場合には、自動的に焼却炉の運転を停止しますが、停電時でも焼却炉の停止や再稼働に必要な電力を供給することができるだけの非常用発電機を備えることとしております。さらに、断水対策といたしまして、プラントに必要な用水を3日分確保することとしております。そのほかに、井戸水、井水の利用の可能性についても調査することとしております。これらの対策によりまして、大規模災害が発生した場合にも、速やかに施設を再稼働させるとともにエネルギーの供給ができる施設とする計画としております。また、施設には見学者説明室や会議室を整備することとしておりますが、これらにあわせまして防災機能を持つオープンスペースを整備し、発災時に他の自治体等から派遣される応援職員の受け入れ拠点としての活用をすることも想定しております。

17ページをあわせてご覧ください。市民から親しまれる施設としまして、新清掃工場は見学者ルートを設け、気軽にごみ処理の仕組みを学べる環境を整えます。また、パンフレットやアプリを利用して、施設について理解しやすい工夫を行います。

施設の形状は機能から決まってくるシンプルなものとなりますが、色彩や細部の造形、敷地内の植栽により周辺と調和のとれた施設整備を行います。また、長期にわたる管理においても適切に管理し、環境の維持に努めてまいります。

18ページをあわせてご覧ください。事業者選定の経緯についてでございます。今回の事

業は、民間企業の経営能力及び技術力を活用して、効率的かつ効果的な事業となるため、DBO方式により発注しております。DBO方式は、施設を運営する者が運営を踏まえた設計を行い、施設整備を実施します。立川市では本事業の入札において、申請の排除を目的として価格競争により入札を実施しております。

平成30年10月2日に入札を告示し、31年1月29日に開札し、最低価格を入札した事業者を落札予定者とし、立川市新清掃工場事業者選定審議会が落札予定者が提出した事業提案書を審査し、4月15日に基準仕様書に示した要求水準を満たしている旨の答申をしております。この答申を受け、4月23日に落札者を公表し、令和元年第2回市議会定例会の6月26日に契約議案を上程し、可決されております。翌、6月27日に事業に関する契約を締結しているところでございます。19ページをあわせてご覧ください。今回の事業は、荏原環境プラント株式会社と吉川建設株式会社のグループにより構成される事業グループにより落札されております。今回の事業に関する契約は、施設整備請負契約、運營業務委託契約と、記載はありませんが、この二つの契約を結びつける基本契約から成っております。基本契約は、今回の事業が整備から運営まで一括で行うことを担保することを目的とした契約でございます。契約金額は、税込みで、施設整備請負契約が108億1,300万円、運營業務委託が76億5,600万円、総額184億6,900万円となります。

事業は、令和元年6月27日から令和5年2月28日までの期間に施設整備を行い、運営事業は、令和5年3月1日から令和25年3月31日まで行う契約となっております。

20ページをあわせてご覧ください。施設整備の概要となります。施設整備は、荏原環境プラント株式会社と吉川建設株式会社により構成される荏原・吉川特定建設工事共同企業体により施工いたします。契約の設計・工事期間は、令和元年6月27日から令和5年2月28日までで、施設整備工事の契約金額は先ほどご説明したとおりとなります。施設は、1日当たりの処理能力60トンの炉を2基備え、1日当たり120トンの焼却能力を持つ施設となります。建物は、地上5階、地下1階、高さ約29メートル、建築面積4,230平米、延べ床面積約7,810平米の計画としております。煙突の高さは、新清掃工場整備基本計画の中で定めた59メートルとなります。建物の基本的な形状や配置は、これからご説明いたしますが、細部については今後、設計を進める中で決定をまいります。

21ページをあわせてご覧ください。施設の配置図となります。焼却等のごみ処理の用に供する施設は、建設用地の南側に配置する計画となっております。建設用地は、立川飛行場における区域制限を受け、高さ45mの制限を受けております。そのため、高さ59mの煙突はその制限を受けない範囲での整備となります。

22ページをあわせてご覧ください。新清掃工場では、ごみの受け入れをし、焼却のために一時貯留し、焼却するための焼却炉を設置する部分と、業務を管理するための諸室が必要となります。また、新清掃工場では環境学習のため、見学者がごみ処理の流れを学ぶ見学者ルートの整備も条件としております。画面は1階・2階の平面図となります。施設は一般の方が安全に気軽に見学できるよう、見学者ゾーンと工場管理エリアにゾーンを分

けています。画面の緑色の範囲が見学者ゾーンとなり、利用時間内であれば基本的に自由に施設を見学できるような運営を計画しております。斜めのハッチが入った範囲が工場管理エリアとなり、事務室や施設の運転管理に関する範囲となります。施設の安全管理や情報管理などの必要性から、一般の方の立ち入りができない範囲となります。このように、セキュリティーゾーンを明確化することにより、見学者の安全確保や施設運転上の安全確保、セキュリティーの確保に配慮した計画としております。23ページをあわせてご覧ください。各階平面図で、3階と4階の平面図になります。管理棟の屋上は、緑化して施設見学者が入れるようにする計画となっております。工場棟については工場管理エリアとなるため、一般の方の立ち入りできないこととなります。次に、24ページをあわせてご覧ください。工場棟の4階と5階の平面図になります。工場管理エリアとなり、こちらも一般の方の立ち入りはできません。次に、工場棟の屋上と地下の平面図になります。工場管理エリアは一般の方は立ち入りはできません。今回の施設につきましては、地下に雨水貯留ピットを整備し、雨水利用や雨水の流出抑制を図ることとしております。

次に、26ページと画面をご覧ください。見学者動線計画になります。矢印で示している線が見学者ルートとなります。管理等の1階から入って、ごみ処理の流れを、ごみの受け入れをするプラットホーム、ごみを貯留するごみピット、施設の運転を管理する中央制御室、ごみを燃焼する炉室、余熱によりつくった蒸気を使って発電する蒸気タービン発電機室と、順を追って見学できる計画となっております。

次に、27ページをあわせてご覧ください。各階平面図で施設に必要な諸室についてご説明いたしました。外観パースでは、これらを施設におさめる建物の外観エクステリアをご覧ください。各階平面図で示したとおり、施設の設備や諸室は無駄なく計画されております。これらをおさめる建物はシンプルな外観となっておりますが、周辺の昭和記念公園を初めとした緑や建物との調和がとれていることが必要と考えております。建物の形状は、機能配置から決定されております。今回は、色彩や植栽などにより周辺環境と可能な調和を図りたいと考えております。今回の外観パースは、事業提案で出てきましたものを基本として、専門家のアドバイスを受けて作成しております。本日は、鳥瞰図と、人の視点から外観パース4種類を用意しております。今、画面に出ておりますのはまず鳥瞰図、鳥が建物を見たときのイメージになりますが、鳥瞰図と、もう一つの平面図につきましては、次に出てきます外観パースの視点の位置をあらわした図となっております。

それでは、先ほどの視点からのパースについてご説明します。パースの01は、国営公園西線から建設用地につながる道路からの景観となります。パース02は、残堀川沿いの河川の管理用通路からの景観となります。パース03は、西武蔵野バス停の東側付近からの景観となります。パース04は、泉町西公園付近からの景観となります。立川市は景観団体となっておりますので、今後は景観審議会の意見を踏まえ、より周辺との調和を図るために対応を行う予定にしております。

次に、29ページをあわせてご覧ください。最も影が伸びる冬至日の日影図となります。

大部分の影は敷地内、もしくは周辺の公共施設内に落ちることになりますが、煙突については朝と夕に住宅地に影が落ちることになります。

次に、30ページをご覧ください。運営事業の概要となります。運営事業は、荏原環境プラント株式会社が100%出資する株式会社たちかわEサービスが受託します。契約の受託期間は令和5年3月1日から令和25年3月31日までになり、運營業務委託は、たちかわEサービスが、搬入ごみの受入、施設の運転・保全・保守管理、補修工事、更新工事、保全工事、本施設の防災・防犯管理、警備と、施設の運営、運用を一括して行います。

次に、31ページをご覧ください。現在計画している施設の利用時間についてでございます。施設では、一般市民の方のごみの持ち込み、施設の見学、会議室の貸出等について、時間がございます。ごみの受入につきましては、月曜日から金曜日の8時30分から12時、13時から16時、施設の見学は、月曜日から日曜日の9時から17時となります。また、施設内にあります会議室について、業者が使ってないときに貸出を行いますが、これは月曜日から日曜日の9時から21時の予定としています。その他の方の利用時間、これはごみ収集車、その他ごみの収集の許可を受けている業者の利用時間となります。ごみの受入時間が、月曜日から金曜日が8時から16時、土曜日が8時から12時となります。これらについては、今後、規則等で詳細を定めることを予定しております。なお、この施設におけるごみの焼却処理につきましては、24時間連続で行います。

次に、準備工事になります。準備工事は直近に始まるものとなります。資料は32ページをあわせてご覧ください。新清掃工場については、令和2年7月に本体施設の工事に着手する計画としております。その準備として、ことしの3月から4月に樹木を伐採し、不発弾調査を行っております。準備工事のスケジュール表に記載のとおり、準備工事では建設用地に残っている樹木の根の抜根、工事の支障となる樹木の移植、舗装、側溝、地下構造物、小屋などの既存構造物の撤去、汚染土壌の撤去を行います

スケジュール表の1段目に仮設工事と記載がございます。9月中旬から10月末に予定している仮設工事は、樹木の伐根・移植、既存構造物の撤去・整地、汚染土壌の撤去・整地に先立ち、建設用地周囲に仮囲いを設置し、仮設事務所を整備することが主な内容となります。仮囲いの設置後に、2段目から4段目にある樹木の伐根・移植、既存構造物の撤去・整地、汚染土壌の撤去・整地を行います。撤去物の搬出につきましては、4トン車と10トン車を中心により行います。搬出台数は時期により前後いたしますが、1日当たり最大60台程度を想定しております。また、並行して、5段目にあります不発弾調査に伴う異常点等の確認も行っております。樹木の伐根・移植、既存構造物の撤去・整地、汚染土壌の撤去・整地が一定程度進んだ令和2年5月中旬から6月末にかけて実施する仮設工事は、本体工事に向け仮設設備を変更するものとなります。これらの作業は、原則として月曜日から土曜日の午前8時半から午後5時までの予定としております。なお、朝礼等につきましては午前8時から行うことを予定しております。

画面とあわせて、資料の33ページをご覧ください。仮設設備の説明となります。9月中

旬から10月末に予定する準備工事では、まず仮囲いを設置いたします。仮囲いは、国営公園西線は道路に沿って、残堀川沿いは残堀川の管理用通路に沿って、南側は調節池の敷地に沿って、仮囲いを設置いたします。北側には敷地に沿って保全土壌が入ることから、北側の公園を占用し仮囲いを設置します。仮囲いの設置や仮設事務所の設置完了後の11月から伐根、既存構造物の撤去、汚染土壌の撤去を行います。これらの作業が進んだ令和2年5月中旬以降に、本体施設の着手に向け仮設設備の変更を行います。このときに、北側の公園を占用している仮囲いについては、敷地に沿って設置し直します。また、敷地内に本体工事のための仮設事務所や資材置き場、駐車場の整備を行います。これらの準備が整った後に、本体施設の整備に着手いたします。画面の左側が準備工事のための仮設設備の景観図、右側が本体施設の整備地の仮設設備の景観図となります。画面とあわせて、資料34ページをご覧ください。画面の写真は、仮設設備のイメージとなります。工事敷地への立ち入りは危険なため、一般の方が立ち入れないように、画面にあるような仮囲いやゲートを設置いたします。また、工事の週間工程表を提示するとともに、工事で発生する騒音・振動を測定するため騒音計・振動計を設置し、その発生状況を表示します。

次に、資料の35ページをあわせてご覧ください。写真は撤去物の一例となります。樹木の切り株、既存構造物など、現在確認できる撤去物です。このほかに、地下に隠れている構造物についても基本的に撤去いたします。不発弾調査の結果、過去の航空写真などから地下に構造物が隠れていることが想定されます。写真は、撤去の工事で使用する機械の一例でございます。このほかに、ブレイカーなど撤去物に合わせてさまざまな機械、重機を使用いたします。基本的に、機械や重機等は低騒音・低振動型の機械を使用する予定としております。

次に、資料36ページをあわせてご覧ください。建設用地内に存在する汚染土壌の撤去についてです。建設用地内に存在する汚染物質は鉛となります。汚染土壌の分布は主に敷地の北側となります。画面でいうと、青く表示されているところとなります。汚染区域は、1辺10メートルの正方形の区画がこの範囲に43区画ございます。一部の区画につきましては土地区画整理事業において既に処理済みとなっておりますので、建設用地の汚染区域の面積はおよそ4,200平米、土量にしておよそ4,500立米となっております。この撤去に当たりましては、東京都土壤汚染対策指針の定めにより、汚染拡散防止計画を作成し、その計画に基づき処理を行うこととしております。最後に、各種撤去物の搬出ルートについてでございます。撤去した樹木の根や既存構造物、汚染土壌の搬出は、画面の地図の点線に示した道路を使用する計画としております。国営公園西線を経由して、幹線道路を使用しての搬出となります。工事車両は、国営公園西線から建設地に右折で進入し、左折で退出する計画としております。

事業概要の説明は以上となります。今後、令和2年7月に着工を計画しています本体建設につきましては、工事の着手前の令和2年6月ごろに工事説明会を改めて開催する予定にしております。以上でございます。

質疑応答

司 会：質疑応答に進めさせていただきます。ご質問等がある方は挙手をお願いします。
その場合、私のほうでご指名をいたしますので、その後に発言をなさってください。
質問内容がよくわかるよう、職員がマイクをお持ちしますので、マイクを通じてお話を
お願いします。質問が終わりましたら、マイクは職員のほうにお戻しください。
それでは、ご質問。先に手を挙げた、お願いします。

住 民：すみません。4点ほど伺いたいんですけども。まず1点ですが、この清掃工場
建設に伴って、バーベキュー場やドッグランができるとか、足湯ができるとか、そ
ういった話が今でもあるんですが、その辺のことの真偽のほどがどうなのかなとい
うのをちょっと教えていただきたいと思います。

2点目については、先ほどそちらの16ページのところの、16ページの一番下の③
に余熱利用による電力供給及びお湯の取り出し口を2か所とあるんですが、この電
力とお湯は具体的に何に使うのか教えてください。

それから、3点目についてなんですが、清掃工場に物を持ち込みできますよとい
うお話がさっきあったと思うんですけど、31ページに施設の利用時間ということで
ごみの受入ということがあるんですが、今、収集していただいている黄色い袋とか
緑の袋とか、通常収集していただいているごみを自分が持ち込めばいつでも受け入
れていただける、なおかつ、粗大ごみについても受け入れていただける、そういう
認識でよろしいのかどうか。

最後、4点目なんですが、12ページの用地の概要というところで地図が載ってい
るんですが、樹木の伐採を先日とうとうやっていらっしゃったんですが、この陽気
なのでその後には樹木でなくて雑草でジャングルのようにになっているのはご存知
のことと思います。ただ、この建設用地の管理者がどちらなのか、もし立川市が管
理者であるならば、この業務の締結した事業の範囲のこの費用の中で、ジャングル
のような雑草ぼうぼうについても管理をしていただけるのか。害虫等もきつといる
と思いますし、それから日が短くなってくるので不用心です。痴漢をやりたい人
にとっては格好の場所だと思います。なので、そういった状態になっているとい
うことは随時巡回していただいてご存知のこととは思いますが、その辺がどうなっ
ているのか、お願いいたします。

司 会：今のご質問は4点。まず一つは、敷地内にうわさとしてバーベキュー場ですとか、
ドッグラン、足湯という話を聞いたけども、それが本当かどうかということですね。
第2に、電力、お湯の供給設備ということでありましたけれども、その用途を知り
たいということ。あと、3点目、ごみの受入に関して、ご自分で持ち込む燃やせる
ごみ、あるいは粗大ごみについても、記載されている時間帯で受け入れてもらえる

のかということ。あと、最後に、今、清掃工場建設用地の草、雑草については、今回の契約額の中で今後の草刈りの対応ですかね、それも入っているのかどうかということで、この4点でよろしいですか。

室長：お答えさせていただきます。まず、最初のバーベキュー、ドッグラン、足湯ということについてでございますが、清掃工場ではこういうものを整備するということはありません。これは、近隣の泉町西公園の整備に当たってのワークショップの中でそういうお話があったと聞いております。その中で、足湯については熱源が供給できて管理等の問題が解決できれば整備することで聞いております。熱源が確保できればというところが、この焼却場と少し関連してくるのかなというふうに考えております。

次に、お湯と電力の利用はということですが、基本的にお湯と電力の取り出し口というのを、2か所整備するような計画になっています。実際このお湯と、電力の使用をどうするのかということは、現在の段階で明確なものは決まっておられません。電力とお湯が供給できる準備を整えるというところまでが現在のところでございます。ただ、これについては防災ということもありますので、今後、防災部門と検討した中でどのようにするのかは整理していきたいと考えております。

もう1点、用地の草についてのお話がありました。これについては、8月の末までに草刈りを行いまして搬出してしておりますので、今は一定の状態に管理させていただいております。これにつきましては、事業契約について事業者が管理するという契約になっておりますので、今後も適切に管理していきたいと思っております。工場のごみの持ち入れについては、清掃事務所長のほうからご説明いたします。

清掃事務所長：すみません。改めて受け入れのこの内容を説明させていただきます。8時半から12時と、お昼を挟んで1時から4時というのが、基本的には粗大ごみという、燃やせるごみですね、それを持ち込んでいただいております。戸別収集で家の前から、または集合住宅で出せるものは、黄色い袋も含めて引き続きそちらでお出しただけです。そちらは、繰り返しになりますけども、粗大ごみ、または燃やせるごみ、そういったものの受け入れというふうにお考え下さい。

粗大は、可燃性の粗大ごみですね。粗大ごみと言ってしまうと不燃のものもありますし、ちょっともう一回確認を、可燃性の、今、清掃工場に持ち込んでいるごみということでございます。

ごみ対策課長：ちょっと補足をさせてください。受け入れについては現在、清掃工場では燃やせるごみが基本受け入れなんです。そのほかの資源と燃やせないごみについては、西砂町にあります総合リサイクルセンターが受け入れるんです。ですから、持ち込む場合には、申しわけないんですが、どちらかで一遍にというわけにはいかないので分けていただいて、燃やせるごみと、あと粗大でもたんすであるとかそういった木製品が中心になりますけれども、そういったものは清掃工場結構です。

ただ、今もう粗大ごみ、結構不燃性のものが多いので、そういった不燃性の粗大ごみについてはリサイクルセンターになります。

住 民：すみません。曙町にいる〇〇といいますけれども。昨今、天候異常が非常に多くて、今まで予測された以上の風であったり雨であったりというのが頻発しているんですけども、もしこの新施設の中で、排水に関しては一切触れられていないんですけども、排水の許容量について、隣に残堀川がありますので、そのあたりに排水されるのかなど。残堀川というのはちょっと特殊な川だと思っておりますけれども、そのあたりの考え方、今後、50年か100年かわかりませんが、そういった可能性が非常に高くなっていて、そのあたりをどのように検討されているのかをお聞かせください。

室 長：まず異常気象、雨のことをご心配されているのかと思います。今回の施設につきましては、防災ハザードマップというものを立川市は出しています。この中で浸水する範囲というのが示されております。当該地も実は浸水する部分があるということになっておりますので、その想定から言う高さ以上に使用機械を全て整備するという計画をしておりますので、基本的には何かあっても浸水しない、水浸しにならないというふうに考えております。

あと、下水道については、基本的な考え方として東京都で時間50ミリというものがありますので、それを超えてしまうとどうしても下水の処理がし切れなくなるという問題がございます。これはもう下水道の現在の規格、設計上の条件としてそうなっておりますが、東京都におきましては、豪雨対策基本方針というものがあります。その中に中小河川の流出抑制とかもろもろの努力目標みたいなものがありますが、今回の施設については残堀川流域ということで1ヘクタール当たり600トンの流出抑制の貯留槽をつくりなさいというふうに基準仕様書の中で私ども定めております。これは絶対必要なものという法的なものじゃないんですが、公共施設という立ち位置を見たときに、これは積極的にやるべきだという判断のもと、そういうような周辺を含めた形の流出抑制を図るようなことを考えております。南側に調節池がありますので、残堀川の河川については今、東京都が管理しておりますので、しっかりと管理していただいた中で、私どもはできることをしていきたいと考えております。

住 民：砂川町の〇〇と申します。こういう席に出席するのはきょう初めてなものですから、今まで説明があったことで知らなかったことが、知らないところが多々あるのでちょっとお伺いしたいんですが、21ページの配置図がございますね。この設置場所が立川市と昭島市の境界のところ、工場が建つということで。これは今後、昭島と立川との関係になるんですが、昭島市もこの工場を使うということになるん

ようか。そこをちょっとお伺いいたします。

室 長：まず、この敷地が立川市域と昭島市域にまたがって、この北側の昭島市域というのは昭島市域ですが、敷地といたしましては立川市が財務省から現在、無償貸し付けを全てに立川市で受けています。施設につきましては、立川市のみで使用する計画となっております。施設の規模的にも立川市のごみの処理のみの能力しかございませんで、昭島市のごみを収容する予定はございません。

なおかつ、この昭島市域につきましては、緩衝帯、緑地、防災機能をもつオープンスペースを設けますと、焼却等のごみ処理に供する建築物等の施設は設置しないと書いてございます。これは、昭島市域を立川市が取得する、国、財務省から無償で貸し付けを受けるというときの条件としてこのようなことを両市で約束した上で取得しておりますので、ここには立川市の施設を現状で建てることはしないと、あくまでも立川市域、立川市民が排出したごみを燃やすための施設を整備するという計画でございます。

住 民：新しい建物なので心配することはないんだと思うんですが、念のため伺います。高い煙突が建つようなんですけれども、今、首都直下型地震とかいろいろ言われています。そうしたときに関しての心配というのは一切ないのでしょうか。

室 長：煙突等を含めまして十分な耐震性、最新の耐震基準に基づいて設計いたしますので、防災上心配ないと考えています。現在の清掃工場の煙突は高さ100メートルになりますが、今回のものは半分の59メートルになりますので、そういうことを含めて問題はないと考えております。

閉会

司会より問い合わせ先等の説明及び閉会

司 会：ご質問のほうはまだございますでしょうか。そうしましたら、ご質問はないようですので、ここで質疑応答の時間を終わらせていただきます。

本日お配りしました資料の最後に、担当として新清掃工場準備室の連絡先を掲載しております。今後、本事業に関するご質問などはこちらの連絡先にお問い合わせください。また、ホームページを通じてもお問い合わせすることは可能ですので、よろしく申し上げます。

本日は、お忙しい中、また暑い中、説明会のほうにご参加いただきましてありがとうございました。